

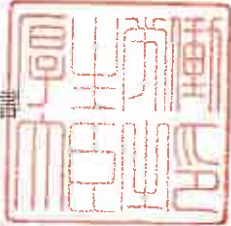
職業安定分科会(第 196 回)	資料2-1
令和5年9月 12 日	

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

厚生労働省発職 0828 第3号
令和 5 年 8 月 28 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 就職者数及び離職者数の情報提供期間の延長

職業紹介事業者がインターネットを利用して提供しなければならない情報である就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用就職者のうち、離職した者の総数等について、情報提供の期間を二年から五年に延長すること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。